横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第2705号)

令和4年2月22日

横情審答申第2705号令和4年2月22日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく 諮問について(答申)

令和2年3月6日瀬福第1684号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)地域ケアプラザ等職員異動に関する報告書(平成26年分2件)(2)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書(平成28年分)(3)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書(平成29年分2件)(4)地域ケアプラザ等職員配置及び異動に関する報告書(平成30年分)(5)地域ケアプラザ等職員配置及び異動に関する報告書(令和元年分)」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

### 1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)地域ケアプラザ等職員異動に関する報告書(平成26年分2件) (2)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書(平成28年分)(3)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書(平成29年分2件)(4)地域ケアプラザ等職員配置及び異動に置及び異動に関する報告書(平成30年分)(5)地域ケアプラザ等職員配置及び異動に関する報告書(令和元年分)」を一部開示とした決定のうち、特定社会福祉法人の職員の氏を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

#### 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「1. 地域ケアプラザ職員異動に関する報告書 横浜市瀬谷区にある特定地域ケアプラザに配置されている職員(主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師または看護師)の交代の際に瀬谷区役所に提出すべき書類で次の内容のわかるもの ①届出のされた年月日②職員の配置が開始された年月日③添付書類の種類(資格を証する書類、経歴書、その他 ただし個人を特定する情報を除いたもの)期間:2013年度~現在 2. 特定年月日に届出された社会福祉士に関する同文書あるいはその廃棄記録」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が令和2年1月24日付で「(1)地域ケアプラザ等職員異動に関する報告書(平成26年分2件)(2)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書(平成28年分)(3)地域ケアプラザ等職員配置・異動に関する報告書(平成29年分2件)(4)地域ケアプラザ等職員配置及び異動に関する報告書(平成30年分)(5)地域ケアプラザ等職員配置及び異動に関する報告書(中成30年分)が会別である。)の取消しを求めるというものである。

#### 3 実施機関の処分理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件審査請求文書のうち、異動前後の状況の部分については、地域ケアプラザ職

員の異動理由という個人の人事上の情報が記載されており、公にすることにより、 個人の雇用状況や生活に関する情報が詳らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、同号に該当する。

- (2) 本件審査請求文書のうち、資格の確認内容及び資格証・経歴書の部分については、 地域ケアプラザ職員の知識、技術、能力及び経歴等という個人に関する情報であっ て、これらの情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。 さらに、経歴のチェック項目や資格証・経歴書は、公にすることにより、特定の個 人が識別されるため、同号に該当する。
- (3) 当該個人は、指定管理者制度により地域ケアプラザの運営を行う民間法人の職員であり、本号ただし書ウで規定する公務員等には含まれないため、本号ただし書ウには該当しない。また、本号ただし書ア及びイにも該当しない。
- 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 処分を取り消し全部を開示するとの裁決を求める。
- (2) 実施機関が非開示とした情報は、横浜市が指定管理事業制度により特定地域ケアプラザ(以下「本件施設」という。)に、「厚生労働省・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」によって配置の義務づけられている担当職員のものである。また、平成19年1月25日最高裁判例(平成17(受)2335)では、「都道府県による児童福祉法27条1項3号の措置に基づき社会福祉法人の設置運営する児童養護施設に入所した児童を養育監護する施設の長及び職員は、国家賠償法1条1項の適用において都道府県の公権力の行使に当たる公務員に該当する。」と判示する。

であるならば、条例第7条2項ただしがきのウの公務員と同等とみなすべき情報 であり、またイにも該当する。

(3) 地域ケアプラザは公の施設であり、横浜市は指定管理者に地域ケアプラザの職員 により自治事務を代行させている。

地域ケアプラザの職員の行うケアプランの作成は公権力の行使である。

当該施設の指定管理事業者は横浜市の外郭団体であり、その職員は市の団体職員の身分を有する者である。

本件も平成19年1月25日最高裁判所判例(平成17(受)2335)の裁判要旨を準用

するものである。

したがって、条例第7条ウに定める「公務員等」に準ずる者の情報であり、「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する「資格の確認内容及び資格証・経歴書」を「個人に関する情報」として一部非開示とした実施機関の決定は違法あるいは不当である。即時に職種及び資格を証する書類・経歴書を開示するよう求める(氏名及び異動理由は不要)。

(4) 一般財団法人行政管理研究センターが作成した「新たな行政不服審査制度の啓発 及び職員研修手法等に関する調査研究報告書」によれば、弁明書には、処分の内容 及び理由を記載しなければならないが、審理員や審査請求人等が処分の内容及び理 由等を明確に認識し得るよう記載される必要がある。

しかしながら弁明書には審査請求書の「審査請求の理由」に記載した内容に該当する弁明の記載がない。よって審査請求人は一部不開示・非開示の処分を受けた理由を認識することができなかった。

上記報告書には、形式上の不備がある場合には、当該不備を修正した弁明書の再提出を求める等の対応が考えられるとある。したがって、実施機関が審査請求人に対し改めて処分の理由が明確に認識しうるような弁明書の再提出を行うか、即時に適正な文書の開示を行うように求める。

#### 5 審査会の判断

(1) 地域包括支援センターに係る事務について

介護保険法(平成9年法律第123号)では、地域包括支援センター(以下「センター」という。)について、同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業、同条第2項各号に掲げる事業その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とすること及び市町村長はセンターを設置できることを規定している。

横浜市では、福祉サービス・保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設として、横浜市地域ケアプラザ条例(平成3年9月横浜市条例第30号)に基づいて地域ケアプラザを設置しており、同条例第2条第5項の規定により、地域ケアプラザにセンターを置いている。また、同条例第4条第1項第1号では、センターの事業を含む

地域ケアプラザに係る事業を指定管理者に行わせることを規定している。

センターには、介護保険法第115条の46第5項及び横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第50号)第4条(同条例の施行前は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66)の規定により、「保健師その他これに準ずる者」、「社会福祉士その他これに準ずる者」及び「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」(これらを総称して、以下「保健師等」という。)の3つの職種に係る常勤の職員を配置すべきこととされている。この点、横浜市では、地方自治法第245条の4第1項の技術的助言として厚生労働省関係課長名で発出された通知(「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号))を参考にして、職種ごとに、特定の業務経験があること、特定の研修を終了していること等の要件を定めており、当該要件のいずれかに該当する者を、当該職種に係る「その他これに準ずる者」として扱うこととしている。

また、横浜市と地域ケアプラザの指定管理者との間で締結する基本協定(以下「基本協定」という。)では、地域ケアプラザの指定管理者は、センターに配置する保健師等を異動させ、及び新たに配置する場合は、横浜市に報告しなければならないこととされており、当該報告は、地域ケアプラザを所管する区の福祉保健センター福祉保健課に対して行われる。

#### (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件施設の指定管理者である特定社会福祉法人が、保健師等を本件施設から異動させ、及び本件施設に新たに配置することを横浜市に報告するために提出した報告書である。

本件審査請求文書は、施設名、異動及び配置に係る職員の職種及び氏名並びに異動及び配置の年月日が記載された報告書(以下「異動等報告書」という。)及びその添付書類からなる。異動等報告書の一部には、異動及び配置に係る職員の異動及び配置の理由も記載されている。また、異動等報告書の添付書類は、チェック欄に印を付すことで、本件施設に置かれたセンターの保健師等が実際に保有する資格又は該当する「その他これに準ずる者」に係る要件(これらを総称して、以下「資格等」という。)を示すためのチェックシート(以下「チェックシート」という。)並びに当該チェック欄の記載を裏付けるための資格証及び経歴書である。

実施機関は、異動等報告書に記載された情報のうち職員の異動及び配置の理由 (以下「非開示部分1」という。)、チェックシートに記載された情報のうち該当 の職種に係る職員の資格等が分かる記載(以下「非開示部分2」という。)及び該 当の職種に係る職員の氏(以下「非開示部分3」という。)並びに資格証及び経歴 書(以下「非開示部分4」という。)の全部を条例第7条第2項第2号に該当する として非開示としている。

なお、実施機関は、異動等報告書に記載された異動及び配置に係る職員の職種及 び氏名については、開示している。

#### (3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に 含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができ るもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、 なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことが できることを規定している。

もっとも、本号ただし書ア及びウでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び「当該個人が公務員等(国家公務員法・・・第2条第1項に規定する国家公務員・・・、独立行政法人等・・・の役員及び職員、地方公務員法・・・第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、それぞれ開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

### イ 非開示部分1について

#### (ア) 本号本文の該当性について

非開示部分1は、特定の職員の異動及び配置の理由に係る情報であるから、個人に関する情報に当たる。また、本件処分においては、異動等報告書に記載された異動及び配置に係る職員の氏名が開示されているため、非開示部分1は、特定の個人を識別することができる情報であるから、個人の権利利益を害するおそれがあるかを検討するまでもなく、本号本文に該当する。

次に、本号ただし書の該当性について検討する。

### (イ) 本号ただし書の該当性について

a まず、本号ただし書ウの該当性であるが、本件施設の職員は、特定社会福祉法人の職員であって横浜市の職員ではなく、したがって、本号ただし書ウのかっこ書で定義する「公務員等」には当たらない。

この点、審査請求人は、国家賠償請求に係る最高裁判所平成19年1月25日 第一小法廷判決(平成17年(受)第2335号損害賠償請求事件)から、指定管 理者が運営する指定管理施設の職員の情報は、本号ただし書ウの「公務員等」 と同等とみなすべき情報又は「公務員等」に準ずる者の情報であると主張す る。

しかし、上記最高裁判所の判決は、あくまでも国家賠償法第1条第1項の「公務員」の解釈についてのみ判断したものであって、審査請求人の主張は 当審査会の判断を左右するものではない。

したがって、非開示部分1は、本号ただし書りに該当しない。

b 次に、本号ただし書アの該当性であるが、横浜市では、指定管理者の保有する情報の公開について、基本協定において、横浜市の示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」(以下「標準規程」という。)に準拠した情報公開規程を作成し、当該規程に基づいて文書等の開示の申出を受け、これに応じることを指定管理者に義務付けている。そして、標準規程では、指定管理者の職員の職務の遂行に係る情報のうち職務遂行の内容に係る部分を、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

このため、指定管理者の職員の職務の遂行の内容に係る情報については、 当該指定管理者の作成した情報公開規程に基づいて文書等の開示申出をした 場合、開示されるべきものであるから、本号ただし書アの「慣行として公に され、又は公にすることが予定されている情報」に当たると考えられる。

しかし、職員の異動及び配置の理由に係る情報は、職務の遂行の内容に係る情報ではないことから、本件施設の指定管理者としての特定社会福祉法人に文書等の開示の申出をしたとしても開示されるものではなく、本号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には当たらない。

したがって、非開示部分1は、本号ただし書アに該当しない。

- c また、非開示部分1は、本号ただし書イに該当しない。
- ウ 非開示部分2及び非開示部分4について

## (ア) 本号本文の該当性について

非開示部分2及び非開示部分4は、該当の職種に係る特定社会福祉法人の職員が保有している資格等に係る情報であるから、個人に関する情報に当たる。また、本件処分においては、異動等報告書に記載された異動及び配置に係る職員の氏名が開示されているため、非開示部分2及び非開示部分4は、特定の個人を識別することができる情報である。なお、非開示部分4は、書式を明らかにしただけで保有している資格の種類が判断できるものと認められるから、非開示部分4全体が特定の個人を識別することができる情報である。

したがって、非開示部分2及び非開示部分4は、本号本文に該当する。

### (イ) 本号ただし書の該当性について

a まず、本号ただし書ウの該当性であるが、上記イ(ア)のとおり、本件施設 の職員は、本号ただし書ウの「公務員等」には当たらない。

したがって、非開示部分2及び非開示部分4は、本号ただし書ウに該当しない。

b 次に、本号ただし書アの該当性であるが、職員が保有している資格に係る情報は、職務の遂行の内容に係る情報とはいえないから、本件施設の指定管理者としての特定社会福祉法人に文書等の開示の申出をしたとしても開示されるものではなく、本号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には当たらない。

したがって、非開示部分2及び非開示部分4は、本号ただし書アに該当しない。

c また、非開示部分2及び非開示部分4は、本号ただし書イに該当しない。

## エ 非開示部分3について

非開示部分3は、特定社会福祉法人の職員の氏であるから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。しかし、実施機関は、 異動等報告書に記載された異動及び配置に係る職員の氏名を開示している。

当該氏名を開示した理由について実施機関に確認したところ、次のような説明 があった。

異動及び配置に係る職員の職種、氏名並びに異動及び配置の年月日について、 特定社会福祉法人は、自らが発行する本件施設の広報誌に掲載し、当該広報誌を インターネット上に掲載する扱いをしている。このため、異動等報告書に記載さ れた異動及び配置に係る職員の氏名については、本号ただし書アに該当するとして開示した。

実施機関の説明した扱いからすれば、本件施設の異動及び配置に係る職員の氏名は、慣行として公にされている情報ということができ、実施機関が本号ただし書アに該当するとして開示したことは妥当であると考えられる。そうすると、チェックシートに記載された職員の氏も慣行として公にされている情報に当たるから、非開示部分3は、本号ただし書アに該当する。

- (4) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。
- (5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定のうち、非開示部分3は開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

## (第二部会)

委員 金子正史、委員 髙橋良、委員 西川佳代

## 《参考》

# 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
令和2年3月6日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和2年4月1日	・審査請求人から意見書を受理
令和2年4月9日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和2年7月16日 (第259回第三部会) 令和2年8月25日 (第340回第一部会) 令和2年8月26日 (第382回第二部会)	・諮問の報告
令和3年7月28日 (第402回第二部会)	• 審議
令和3年8月25日 (第403回第二部会)	• 審議
令和3年10月27日 (第407回第二部会)	• 審議
令和3年11月10日 (第408回第二部会)	• 審議
令和3年11月24日 (第409回第二部会)	• 審議